

## 第 10 自動火災報知設備

## 1 感知器の設置方法

(1) 感知器は、アからカにより設置すること。

ただし、熱式の感知器で可燃性ガスの滞留するおそれのある場所にはあつては、防爆型の感知器を設置すること。

ア 規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所に設置する感知器は別表 1 により、適応感知器を設置すること。

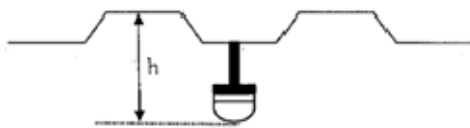
イ 規則第 23 条第 5 項各号又は第 6 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場所のうち、別表 2 の環境状態の項に掲げる場所にあつては同表中の適応感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 5 項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置した場合は、非火災報が頻繁に発生する又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあつては、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(チ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

ウ 別表 1 及び別表 2 に示す具体例以外の場所で、環境状態が類似する場所については、当該具体例の場所に準じて設置すること。

エ 2 以上の種別を有する感知器(光電式分離型感知器を除く。)の取付け面の高さは、当該感知器が有する全ての種別に対応して定められている規則第 23 条第 4 項第 2 号の規定を、全て満足する高さであること。

オ 天井面にルーフデッキ等を使用する場合の感知器の下端までの距離は、最頂部から感知器下端までとすること。



カ 天井面にルーフデッキ等を使用する場合の感知区域を判断するはり等の深さは、最頂部から鋼材下端までとすること。



(2) 煙感知器の設置

ア 廊下又は通路から階段に至るまでの歩行距離が 10 メートル以下であり、当該廊下又は通路と階段が区画されていない場合は、当該廊下又は通路には煙感知器を設置しないことができる。

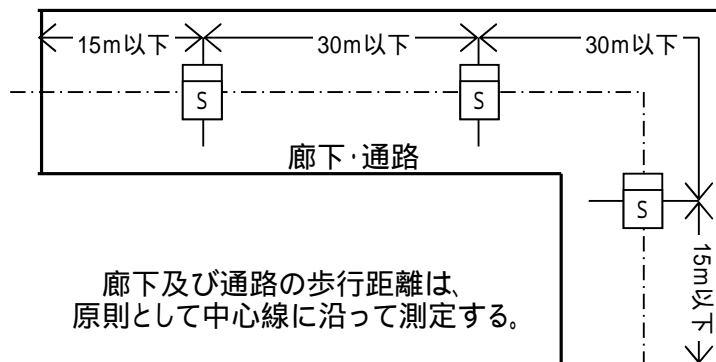
イ デパートの売場部分の通路等と売場部分とが壁体等で区画されていない場合は、当該通路を売場の一部として扱い、一定の面積ごとに感知器を設置すれば

足りる。

ウ エレベーターの昇降路は、その最上部に煙感知器を設置すれば足りるが、当該昇降路の上部にエレベーター機械室があり、当該昇降路と当該機械室との間に開口部がある場合は、当該機械室に煙感知器を設置すれば、当該昇降路に煙感知器を設置しないことができる。

エ 外気に面するそれぞれの部分から 5 メートル未満の範囲において、外部の気流が流通する場所（以下「外気流通場所」という。）に該当する開放式の階段、廊下等で火災の発生を有効に感知することができない場合は、煙感知器の設置を要しない。

オ 廊下及び通路に煙感知器を設置する場合は、次図のように廊下及び通路の中心に、煙感知器相互間の歩行距離が 30 メートル以下となるように設けること。



カ 遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室には、煙感知器を設置すること。

(3) 連続小区画の感知器

はりの深さ 0.4 メートル以上 1 メートル未満（煙感知器の場合は、0.6 メートル以上 1 メートル未満）の小区画が連続している場合は、次図により設置して差し支えない。

なお、この場合、次表に示す面積の範囲内で同一感知区域とすることができる。

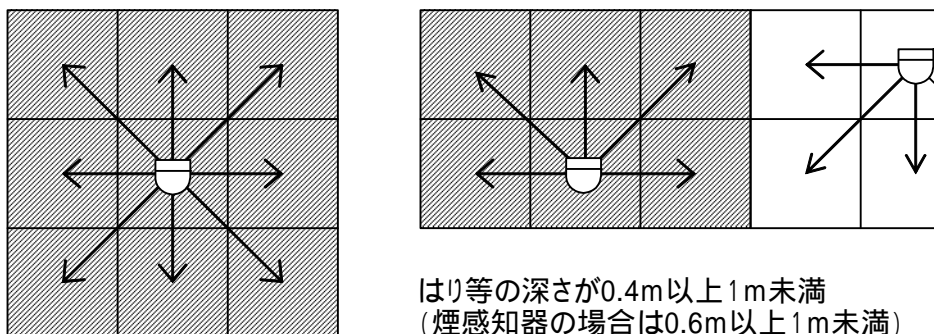


表 (熱感知器)

| 感知器種別       |     | 一の感知区域における合計面積    |                   |
|-------------|-----|-------------------|-------------------|
|             |     | 耐火構造              | 耐火構造以外            |
| 差動式スポット型    | 1 種 | 20 m <sup>2</sup> | 15 m <sup>2</sup> |
|             | 2 種 | 15 m <sup>2</sup> | 10 m <sup>2</sup> |
| 補償式スポット型    | 1 種 | 20 m <sup>2</sup> | 15 m <sup>2</sup> |
|             | 2 種 | 15 m <sup>2</sup> | 10 m <sup>2</sup> |
| 定温式スポット型    | 特種  | 15 m <sup>2</sup> | 10 m <sup>2</sup> |
|             | 1 種 | 13 m <sup>2</sup> | 8 m <sup>2</sup>  |
| 熱アナログ式スポット型 |     | 15 m <sup>2</sup> | 10 m <sup>2</sup> |

表 (煙感知器)

| 感知器種別 | 一の感知区域における合計面積    |                   |                   |                   |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       | 取り付け面の高さ          |                   |                   |                   |
|       | 4 m 未満            | 4 m 以上 8 m 未満     | 8 m 以上 15 m 未満    | 15 m 以上 20 m 未満   |
| 1 種   | 60 m <sup>2</sup> | 60 m <sup>2</sup> | 40 m <sup>2</sup> | 40 m <sup>2</sup> |
| 2 種   | 60 m <sup>2</sup> | 60 m <sup>2</sup> | 40 m <sup>2</sup> |                   |
| 3 種   | 20 m <sup>2</sup> |                   |                   |                   |

(4) 差動式分布型 (空気管式) 感知器の設置

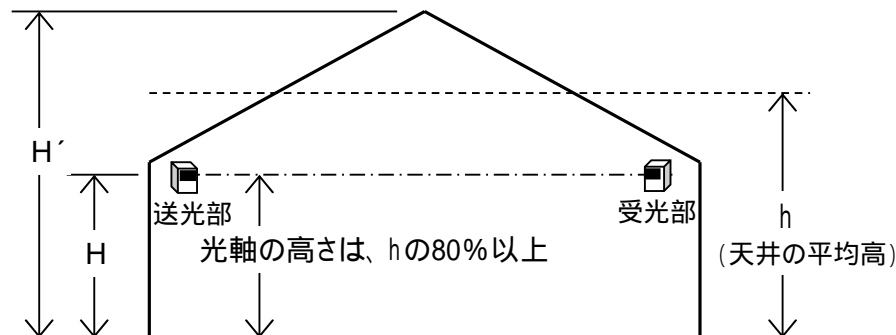
- ア 空気管の露出部分は、1 の感知区域ごとに 20 メートル以上とすること。
- イ 1 の検出部に接続する空気管の長さは、100 メートル以下とすること。
- ウ 別図 1 のように設けた感知器は、規則第 23 条第 4 項第 4 号八ただし書きの規定に適合するものであること。
- エ 検出部は、容易に点検できる位置に設けること。

(5) 光電式分離型感知器の設置

- ア 感知器の光軸の高さは、原則として天井等の各部分の高さ 80 パーセント以上に収まるように設定すること。
- イ 感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃、振動等により、光軸がずれないように措置すること。
- ウ 隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。
- エ 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定に準ずること。
- オ 警戒区域が 2 以上となる場所に、感知器の光軸が交差するように設ける場合は、個々の感知器に対応して受信機の表示を設けること。

カ 1 種及び 2 種の種別を併せて有する光電式分離型感知器を取り付ける天井等の高さは、15 メートル未満の高さであること。

キ 天井面が水平でない場合の光軸の高さは、次図によること。



注)傾斜天井の場合、天井の平均高は『 $h = (H + H') / 2$ 』による。

ク 傾斜等がある天井等の設置については、別図 2 によること。

ケ 送光部及び受光部は、非火災報時の処理や定期点検及び調整等が行える場所に設置すること。

(6) 炎感知器の設置

ア 感知器は、天井等又は壁に設けること。

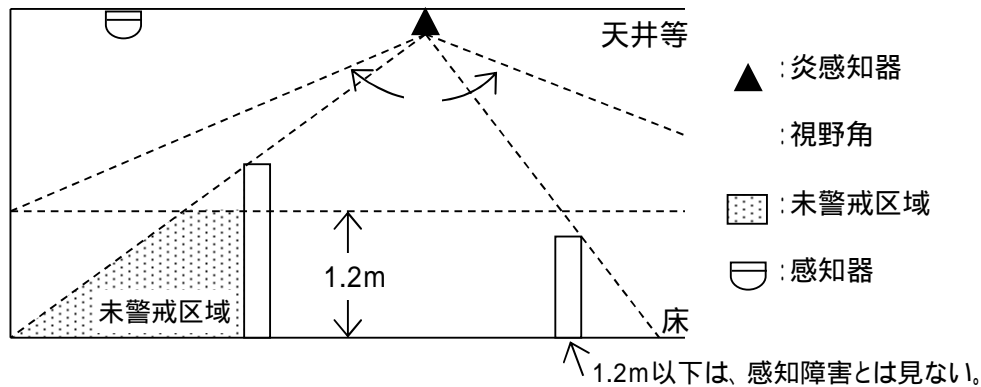
イ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。

ウ 感知器は、日光を受けない場所に設けるか又は日光による感知障害が生じないように遮光板等を設けること。

エ 防火対象物の道路の用に供される部分以外に設ける場合、感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面からの高さが 1.2 メートルまでの空間(以下「監視空間」という。)の各部分から当該感知器までの距離が、公称監視距離の範囲内となるように設けること。

オ 防火対象物の道路の用に供される部分に設ける場合、感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離が、公称監視距離の範囲内となるように設けること。

カ 次図のように監視空間に置かれた高さ 1.2 メートルを超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器(取付け面の高さ及び当該未警戒区域の面積に応じたもの。)を別に設置すること。



キ 規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」又は規則第 23 条第 5 項第 5 号に規定する「感知器を設置する区域の天井等の高さが 20 メートル以上の場所」で、当該場所が次の(ア)から(ウ)に掲げる部分及びこれらに類する部分で、可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合に延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合は、令 32 条を適用して感知器の設置を免除して差し支えないこと。ただし、以上の条件を満たさない場合は、炎感知器の設置が必要である。

(ア) 開放廊下、開放階段及びバルコニー

(イ) 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部

(ウ) 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、使用時間外等無人時において、当該部分に可燃物がない等良好な防火管理が期待できるもの

ク 上屋その他外気流通場所以外の場所に設けられた特種又は 1 種の熱感知器が、外気流通場所も有効に感知できるように設けられている場合は、炎感知器を設置しないことができるものとする。

また、駐車のために供する部分が全て外気流通場所に該当する場合は、感知器を設けないことができるものとする。

ケ 煙感知器及び熱煙複合式スポット型感知器は非火災報のおそれがあることから、規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定により地階、無窓階及び 11 階以上の部分に設置する場合で、当該部分が駐車のために供されている場合は、規則第 23 条第 5 項の規定に基づき炎感知器を設置するか又は規則第 23 条第 5 項の規定に係わらず特種又は 1 種の熱感知器を設置できる。

(7) アナログ式感知器の設置

ア アナログ式感知器の設置に関しては、規則第 23 条第 7 項の表中欄に掲げる設定表示温度等の範囲の区分に応じ、同表下欄に掲げる種別の感知器の例によること。

イ アナログ式感知器から受信機までの配線については、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定に準ずること。

(8) 室外表示灯

令別表第 1 (5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで、ロ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供する防火対象物の居室には、室外表示灯を設けること。ただし、小規模な防火対象物であって容易に出火箇所が特定できる場合又は受信機において、発報した感知器の場所を特定することができる場合にあってはこの限りでない。

(9) 点検口の設置

天井裏等に設けられる感知器が容易に点検することができない場合は、点検口を設けること。

2 警戒区域

(1) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路及びパイプシャフトその他これらに類する場所と、居室、廊下、通路等とは別の警戒区域とすること。ただし、パイプシャフト等が各階ごとに床打ちされている場合は、パイプシャフト等を当該階の警戒区域に含めることができる。

(2) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路及びパイプシャフトその他これらに類する場所が同一の防火対象物に 2 以上あり、これらのうち、相互間の水平距離が 50 メートル以下の場合は、同一の警戒区域として設定することができる。

(3) 階段及び傾斜路の警戒区域は、垂直距離 45 メートルごとに一の警戒区域として設定すること。

(4) 警戒区域の面積の合計が 500 平方メートル以下であり、当該警戒区域内ごとに容易に感知器等の作動状況を確認できる階段がある場合は、二の階にわたって警戒区域を設定することができる。

(5) 主要な出入口からその内部を見通すことができる防火対象物又はその部分に、光電式分離型感知器と他の感知器を併せて設置する場合及び炎感知器を設置する場合は、警戒区域の一辺の長さを 100 メートル以下とすることができる。

(6) 光電式分離型感知器の監視区域等の設定

傾斜等がある天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）凹凸がある壁面を有する防火対象物等に光電式分離型感知器を設ける場合は、規則第 23 条第 4 項第 7 号の 3 の規定によるほか、次によること。（別図 2 参照）

ア 傾斜等がある天井等を有する防火対象物

傾斜形天井等（切妻、片流れ、のこぎり、差掛け、越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。以下同じ。）における監視区域の設置は、次によること。

(ア) 傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、一の感知器の監視区域（一組の感知器が火災を有効に感知することができる区域で、光軸を中心に左右に水平距離 7 メートル以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下同じ。）を、最初に天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定するとともに、

順次監視区域が隣接するように設定すること。ただし、天井等の高さが最高となる部分の 80 パーセントの高さより、軒の高さ（建基令第 2 条第 1 項第 7 号で規定する軒の高さをいう。）が高い場合は、この限りでない。

(イ) 越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定

a 越屋根部分の幅が 1.5 メートル以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部分を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次監視区域を隣接するように設定すること。ただし、越屋根を換気等の目的に使用する場合は、当該越屋根を支える大棟にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。

b 越屋根部分の幅が 1.5 メートル未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次監視区域を隣接するように設定すること。

(ウ) アーチ形又はドーム形の天井等における監視区域の設定

a アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定すること。

b ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、当該感知器の光軸が、ドーム形天井等の各部分の高さの 80 パーセント内に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。

イ 凹凸がある壁面を有する防火対象物

監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から 7 メートル以下とすること。

この場合、凹凸の深さが 7 メートルを超える部分は、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完すること。

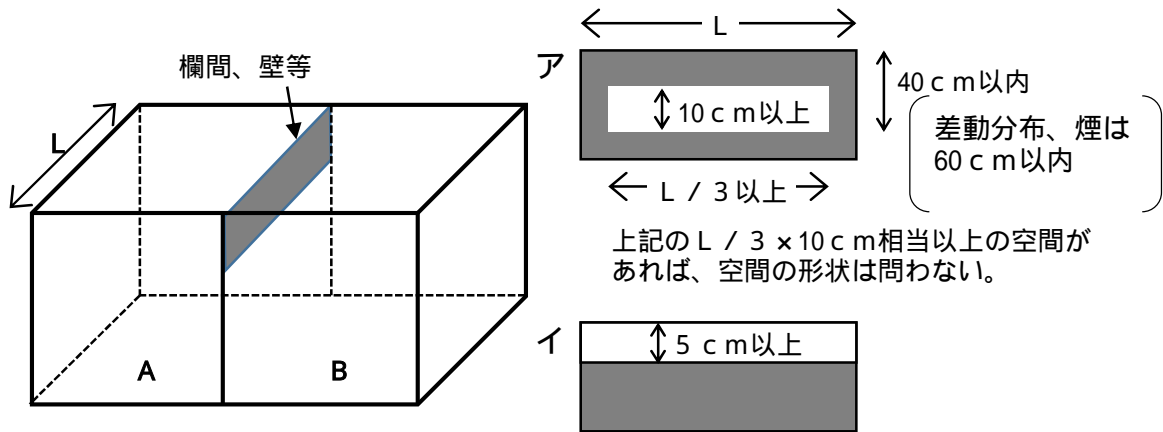
ウ 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物

感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は隣接する感知器の水平距離を 1 メートル以内とすること。

3 一の感知区域とすることができる区画

感知区域とは、壁又は取付け面から 40 センチメートル以上（差動式分布型感知器又は煙感知器は 60 センチメートル以上）突き出したはり等によって区画された部分をいう。

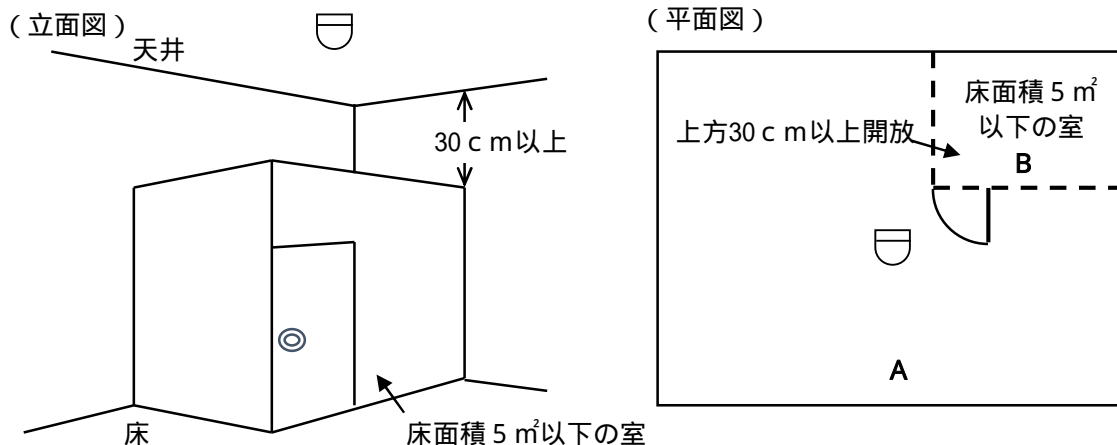
(1) 欄間、壁等によって区画された場合であっても、次のア又はイのいずれかに適合する場合は、A 及び B を一の感知区域とすることができる。



(2) 一の感知区域 B が、他の感知区域部分 A とは別に天井を有して室を構成しており、当該室 B が次のア及びイに適合する場合は、A 及び B を一の感知区域とすることができる。

ア B の床面積が 5 平方メートル以下である場合

イ B の上方を熱気流及び煙が有効に流通するように、感知器の取付け面と天井面とが 30 センチメートル以上離れている場合



#### 4 棚又は張出し等がある場合

取付け面(天井)から下方に 50 センチメートル以上の部分に短辺が 3 メートル以上で、かつ、面積が 20 平方メートル以上の棚又は張出し等がある場合は、次図 1 のように下面にも感知器を設けること。なお、当該棚又は張出し等と取付け面との距離が 50 センチメートル未満の場合は、次図 2 のように当該棚又は張出し等に相当する天井面の部分には、感知器を設けないことができる。



図 1 棚又は張出し等と取付け面との距離が 50 センチメートル以上の場合

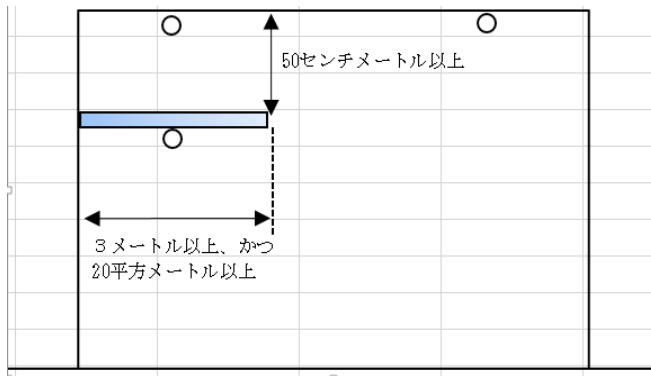
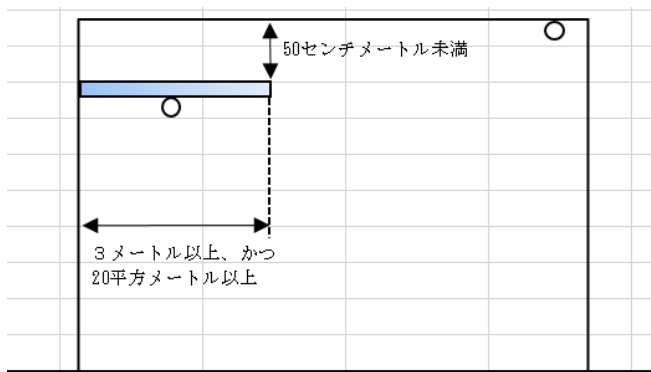


図 2 棚又は張出し等と取付け面との距離が 50 センチメートル未満の場合



## 5 配線

### (1) 電線

自動火災報知設備の配線(耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。)に用いる電線は、別表 3 の A 欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれ B 欄に掲げる規格に適合し、かつ、C 欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又は B 欄及び C 欄に掲げる電線に適合するものと同様以上の電線として性能を有するものであること。

### (2) 屋内配線

屋内配線の工事は、金属管工事、硬質ビニル管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステップル止め工事、可とう電線管工事又はこれと同様以上の工事方法により行い、それぞれ次に定める基準に適合したものとすること。

#### ア 金属管工事

(ア) 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

(イ) 金属管は J I S C 8305 (電線管 (鋼製)) に適合するもの又はこれと同様以上の防食性及び引っ張り強さを有するものとし、管の厚さは 1.2 ミリメートル以上とすること。

- (ウ) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものであること。
- (イ) 金属管の屈曲部の曲率半径は、管径の 4.5 倍以上とすること。
- (オ) 管路はできる限り屈曲を少なくし、1 か所のたわみ角度は 90 度以下とすること。
- (カ) 屈曲部が多い場合又は金属管のこう長が 30 メートル以上の場合には、適当な箇所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。
- (キ) プルボックス又はジョイントボックスは、次の各号に適合するように設けること。
  - a 電線の接続が容易に行えるような場所に設けること。
  - b ボックス内に水が浸入しないような措置を講ずること。
- (ク) 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うこと。
- (ケ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、電氣的に十分な絶縁措置を講ずること。

#### イ 硬質ビニル管工事

- (ア) 硬質ビニル管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 硬質ビニル管は、J I S C 8430(硬質ビニル電線管)に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引っ張り強さ及び耐熱性を有するものとする
- (ウ) 硬質ビニル管相互及び管とボックスの接続は、管の差し込み深さを管の外径の 1.2 倍(接着剤を使用する場合は 0.8 倍)以上とし、かつ、堅ろうに行うこと。
- (イ) 管の支持点間の距離は 1.5 メートル以下、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は 0.3 メートル以下とすること。
- (オ) 温度の高い場所又は湿度の高い場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (カ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合等には、適当な防護措置を講ずること。
- (キ) 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。
- (ク) その他の金属管工事に準じて行うこと。

#### ウ ケーブル工事

- (ア) ケーブルを造営材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を 2 メートル以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取り付けること。
- (イ) ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように施設すること。
- (ウ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合等には、

適当な防護措置を講ずること。

- (I) 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。

#### エ 金属ダクト工事

- (ア) 金属ダクト内には、電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。
- (イ) 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆材を含む。）の総和は、ダクトの内部断面積の 20 パーセント以下とすること。
- (ウ) 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものであること。
- (I) 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事又は可とう電線管工事の例によること。ただし、金属ダクトに収める電線がケーブルである場合は、この限りでない。
- (オ) 金属ダクトは、厚さ 1.2 ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。
- (カ) 金属ダクトの支持点間の距離は 3 メートル以下とすること。
- (キ) 金属ダクトは、さび止め等の防食措置を講ずること。

#### オ ステップル止め工事

- (ア) 容易に点検できない場所又は周囲温度が摂氏 60 度以上となる場所においては、打ち込まれたステップルと支持される配線との接触部が腐食した場合に確認できなくなることから、この工事方法は用いないこと。
- (イ) 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (ウ) ステップルの支持点間の距離は、0.6 メートル以下とすること。
- (I) 壁体等を貫通させる部分は、がい管等を用いることにより保護すること。
- (オ) 立上り部分は、木製線ぴ、金属線ぴ等を用いることにより保護すること。

#### カ 可とう電線管工事

- (ア) 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものであること。
- (ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合には、適当な防護措置を講ずること。

#### (3) 地中配線

地中配線の工事は、引入れ式、暗きょ式又は直接式工事により行い、それぞれ次に定める基準に適合したものとすること。

##### ア 引入れ式（管路式）

- (ア) 地中電線を収める管は、水が浸入しないように施設すること。
- (イ) 地中電線を収める管は、ガス管、ヒューム管、硬質ビニル管等堅ろうなものを使用し、かつ、車両その他の重量物の圧力に耐えるように施設すること。

イ 暗きょ式

- (ア) 地中電線を収める暗きょは、水が浸入しないように施設すること。
- (イ) 地中電線を収める暗きょは、鉄筋コンクリート等の堅ろうなもので造り、車両その他の重量物の圧力に耐えるように施設すること。

ウ 直接式

- (ア) 地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては、1.2メートル以上、その他の場所においては0.6メートル以上とすること。
- (イ) 地中電線は、コンクリート製のトラフ、ガス管、ヒューム管等の堅ろうなものに収めて施設すること。ただし、次の a 又は b のいずれかの場合で、幅 20 センチメートル以上、かつ、厚さ 2 センチメートル以上の木板等で上部を覆った場合は、この限りでない。
  - a 地中電線にパイプ型圧力ケーブルを使用する場合
  - b 車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのない場所に施設する場合

エ 引入れ式、暗きょ式及び直接式共通事項

- (ア) ハンドホール及びマンホールは、ケーブルの引入れ及び曲げに適するもので、構造はコンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものとし、底部には水抜きを設けること。
- (イ) ケーブルの接続は、ハンドホール及びマンホール等容易に点検できる箇所で行うこと。
- (ウ) 引込口及び引出口は、水が屋内に浸入しないように引入れ式又は直接式の貫通管を屋外に傾斜させること。
- (エ) 火災報知設備用のケーブルと電力ケーブルとは、0.3メートル以上(ケーブルが特別高圧用の場合は0.6メートル以上)離すこと。ただし、電磁的に遮蔽を行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。
- (オ) 直接式の場合は、ケーブルの曲がり場所等にケーブルを施設した旨の標識を設けること。

(4) 架空配線

架空配線は、次の各号に適合するものであること。

ア 支持物

架空配線に用いる支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱、鉄柱又は鉄塔等の支柱とすること。

イ 支持物の埋設

木柱、コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設の深さは0.3メートル以上とすること。

ウ 支線及び支柱

支線及び支柱は、次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。

- (ア) 支線は、その素線の直径が2.6ミリメートル以上の亜鉛メッキ鉄線又はこ

れと同等以上の防食性及び引っ張り強さを有するものを用いること。

(イ) 支線と支持物は、堅固に取り付けること。

エ 架空電線と他の物体との接近又は交さ

(ア) 自動火災報知設備に使用する架空電線（以下「架空電線」という。）と低圧架空電線が接近する場合、架空電線と低圧架空電線との水平離隔距離は 1 メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 低圧架空電線が高圧絶縁電線又は高圧絶縁ケーブルであって、架空電線と低圧架空電線との水平離隔距離が 0.3 メートル以上である場合

b 低圧架空電線が引込み用ビニル絶縁電線又は 600 ボルトビニル絶縁電線であって、架空電線と低圧架空電線との離隔距離が 0.6 メートル以上である場合

c 架空電線と低圧架空電線との垂直距離が 6 メートル以上である場合

(イ) 架空電線と高圧架空電線とが接近する場合、架空電線と高圧架空電線との水平離隔距離は、1.2 メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 高圧架空電線が高圧絶縁電線であって、架空電線と高圧架空電線との離隔距離が 0.8 メートル以上である場合

b 高圧架空電線がケーブルであって、架空電線と高圧架空電線との離隔距離が 0.4 メートル以上である場合

c 架空電線と高圧架空電線との垂直距離が 6 メートル以上である場合

(ウ) 架空電線と他の架空電線路の支持物との離隔距離は、低圧架空電線路にあっては 0.3 メートル以上、高圧架空電線路にあっては 0.6 メートル以上（電線がケーブルの場合は 0.3 メートル以上）であること。

(エ) 架空電線と当該架空電線に近接する植物との離隔距離は 0.3 メートル以上とすること。

(オ) 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の上方に施設しないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との間に保護網を施設した場合は、この限りでない。

(カ) 架空電線を低圧架空電線又は高圧架空電線の上方に施設する場合は、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との離隔距離は、架空電線の支持の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

(キ) 架空電線の高さは、次の a から c までに適合すること。

a 道路を横断する場合は、地表上 6 メートル以上とする。

b 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌条面上 5.5 メートル以上とする。

c a 又は b 以外の場合は、地表上 5 メートル以上とする。ただし、道路以外の箇所に施設する場合は、地表上 4 メートル以上とすることができる。

(ク) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線とを共架する場合は、次の a か

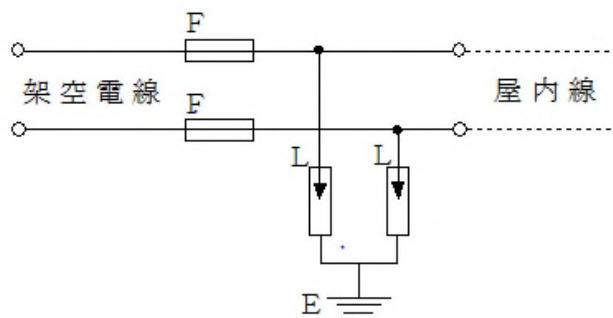
ら c までに適合すること。

- a 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の下に施設すること。
- b 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線の離隔距離は、低圧架空電線の場合は 0.75 メートル以上、高圧架空電線の場合は 1.5 メートル以上とすること。
- c 架空電線は、他の架空電線路により誘導障害が生じないように施設すること。

オ その他

その他架空電線は、次の各号に適合するものであること。

- (ア) つり線配線(メッセンジャーワイヤー)に用いるつり線は、垂鉛メッキ鋼より線とし、その太さは別表 4 に適合するものであること。
- (イ) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように施設すること。
- (ウ) 架空電線の引込口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
- (I) 架空電線の架空部分の長さの合計が 50 メートルを超える場合は、受信機の引込口にできる限り接近した架空電線と屋内配線の接続点に、次図に掲げる保安装置を設けること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
  - a 架空電線が、避雷針の有効保護範囲内にある場合
  - b 屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合



(注) F : 定格電流 7 A 以下の自動遮断器  
 L : 交流 500 V 以下で動作する避雷器  
 E : D 種接地工事

(5) 屋側配線

屋側配線は、次の各号に適合するものであること。

- ア 金属管、硬質ビニル管又はケーブルを造営材に沿って取り付けの場合は、支持点間の距離を 2 メートル以下とすること。
  - イ メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に沿って取り付ける場合は、電氣的に十分な絶縁措置を講ずること。
- (6) 電源回路と信号回路を同一管等に施設する場合

電源回路（AC100 ボルト）の配線と信号回路（DC24 ボルト）の配線を同一の管等に施設する場合は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）第62条及び「電気設備の技術基準の解釈」（平成25年経済産業省制定）第167条の規定によること。

(7) 接地

接地は、次の各号に定めるところにより行うこと。

ア 接地線は、導体直径1.6ミリメートル以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

イ 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

6 中継器及び受信機

(1) 受信機は、床又は壁に堅固に固定すること。

(2) 受信機の設置場所付近には、警戒区域一覧図のほか、構内配線図並びに発信機及び押しボタンの所在一覧図（発信機又は押しボタンがある場合に限る。）を備えること。

また、アナログ式中継器及びアナログ式受信機の付近には、表示温度等設定一覧表を備えること。

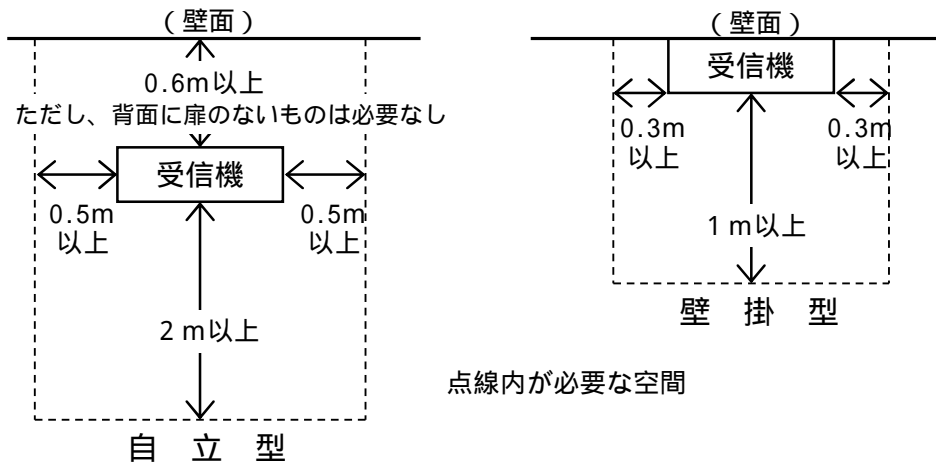
(3) 受信機の設置場所は、規則第24条第2号ニの規定により防災センター等の常時人がいる場所とされているが、管理上やむを得ない場合には次のいずれかの場所に設けることができる。

ア 共同住宅の管理人室等 ただし、無人となる場合は、自動火災報知設備と連動した電気錠の解錠等により非常時に入室できる措置をすること。

イ 避難階における玄関ホール、廊下等の共用部で避難上支障とならない場所  
なお、当該場所が開放廊下等の共用部である場合は、防湿、防塵及びいたずら防止のための収納箱（受信機の機能を阻害しないものに限る。）に設けること。

(4) 受信機の周囲には、操作、点検等に必要な保有距離を次図のように確保すること。

なお、操作、点検等の支障とならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



- (5) 受信機の供給電圧が 60 ボルトを超えるものは、金属製外箱に努めて接地工事を施すこと。
- (6) 蓄積式中継器及び受信機で、その設置時又は点検時に蓄積時間の設定値を変えることができる機能を有するものは、規則第 24 条第 7 号の規定によりそれぞれの蓄積時間が設定された後は、防火対象物の関係者等により当該設定時間を容易に変更することができない措置が施されていること。
- (7) 二信号式受信機は、一の警戒区域の感知器から異なる信号を受信した場合に地区音響装置が自動的に鳴動する機能を有するものであるので、一の警戒区域が壁等によって区画されている場合は、それぞれの区画された部分においても 2 以上の信号を発することができるように感知器が設けられていること。
- (8) アナログ式自動火災報知設備にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、規則第 23 条第 7 項の表中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。
- (9) 受信機の地区音響停止スイッチの取扱いは、次の各号に留意すること。  
 ア 地区音響停止スイッチは、常時鳴動位置としておくこと。  
 イ 地区音響装置が鳴動した場合は、火災が発生していないことを確認できなければ停止させてはならない。
- (10) 病院、社会福祉施設等で夜間に勤務者が存するナースセンター等には、当該防火対象物の各警戒区域を表示することができる表示装置（以下「副受信機」という。）を設置すること。
- (11) 一の防火対象物は、原則として当該防火対象物に設置する受信機で監視すること。ただし、同一敷地内に自動火災報知設備が設置される防火対象物が複数存在する場合で、次の各号すべてに該当する場合は、この限りでない。  
 ア 当該敷地内の防災センター等で各防火対象物を集中的に管理できること。  
 イ 各防火対象物に副受信機が設置されていること。（受信機が設置された防火対象物を除く。）  
 ウ 防災センター等と副受信機の設置場所との間に、非常電話、インターホン等



の相互に通話できる設備を設置すること。

## 7 電源

- (1) 非常電源に蓄電池を使用する場合は、「蓄電池設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 2 号)によること。

なお、予備電源の容量が非常電源の容量を満足すれば、非常電源に替えることができる。

- (2) 蓄電池から受信機に至る配線の途中に主電源の各極を開閉できる開閉器及び最大負荷電流 1.5 倍から 2.0 倍までの定格電流の密閉ヒューズを設けること。
- (3) 主電源に交流低圧屋内幹線を使用する場合は、当該幹線の分岐点から電線の長さで 1.5 メートル以下のところに、主電源の各極を開閉できる開閉器及び最大負荷電流の 1.5 倍から 2.0 倍までで、少なくとも 3 アンペア以上の定格電流の自動遮断器を設けること。
- (4) 主電源の自動火災報知設備の開閉器には、その旨の表示を見やすい箇所に赤色で行うこと。

## 8 発信機

- (1) 発信機の周囲には、操作、点検等に必要な保有距離を 6(4)により確保すること。
- (2) 発信機に係る表示灯には、非常電源を要さないこと。
- (3) P 型 2 級受信機及び G P 型 2 級受信機に接続する発信機には、P 型 1 級発信機を用いることができること。

## 9 地区音響装置

- (1) 地区音響装置は、各階ごとにその階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が 25 メートル以下となるように設置することとされているが、防火対象物の構造、区画、扉等により聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するかベルのみ増設する等、各部分において適正に警報音が聞き取れるように設置すること。
- (2) 規則第 24 条第 5 号ハにおいて、区分鳴動方式の地区音響装置は、「一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること」とされているが、前者の場合の「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮しておおむね数分とし、最大でも 10 分以内とすること。

また、後者の場合の「新たな火災信号」については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号(火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。)発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。

- (3) 規則第 24 条第 5 号イ(ロ)及び第 5 号の 2 イ(ロ)に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにく

い場所」に該当するものについては、次のア又はイによること。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホール）、パチンコ店舗等で、室内の音響が大きいため他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

- (4) 規則第 24 条第 5 号イ(ロ)及び第 5 号の 2 イ(ロ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」ものとは、任意の場所で 65 デシベル以上の音圧があるものをいう。ただし、当該場所における他の警報音又は騒音等（以下「暗騒音」という。）が 65 デシベル以上ある場合は、次のア若しくはイに示す措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずること。

なお、常時人がいる場所（ディスコやライブハウスの受付等）に受信機又は火災表示盤等が設置され、地区音響装置の作動時、地区音響装置以外の音が当該場所で手動で停止できる場合は、令第 32 条の規定を適用し、当該地区音響装置は「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるもの」として取り扱って差し支えないものとする。

ア 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも 6 デシベル以上強くなるように措置されていること。

イ 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止すること。

- (5) 規則第 24 条第 5 号イ(ハ)及び同条第 5 号の 2 イ(ハ)に規定する「警報音を確実に聞き取れることができるように措置されている」とは、任意の場所で 65 デシベル以上の音圧があるものをいう。ただし、暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65 デシベル以上ある場合は、次のア若しくはイに示す措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずること。

なお、常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等が設置され、地区音響装置の作動時、地区音響装置以外の音が当該場所で手動で停止できる場合は、令第 32 条の規定を適用し、当該地区音響装置は「警報音を確実に聞き取れることができるように措置されているもの」として取り扱って差し支えないものとする。

ア 個室における地区音響装置の音圧が、通常の使用状態において、暗騒音の最大音圧よりも 6 デシベル以上強くなるように措置されていること。

イ 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止すること。

## 10 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置については、次の省令及び告示によること。

- (1) 「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 20 年総務省令第 156 号）
- (2) 「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」

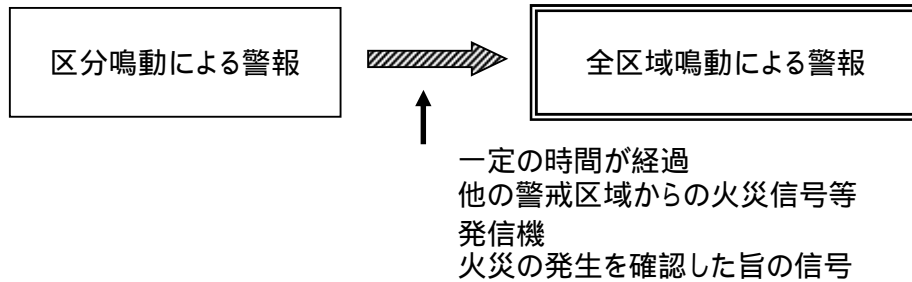
(平成 20 年消防庁告示第 25 号)

11 複合型居住施設用自動火災報知設備

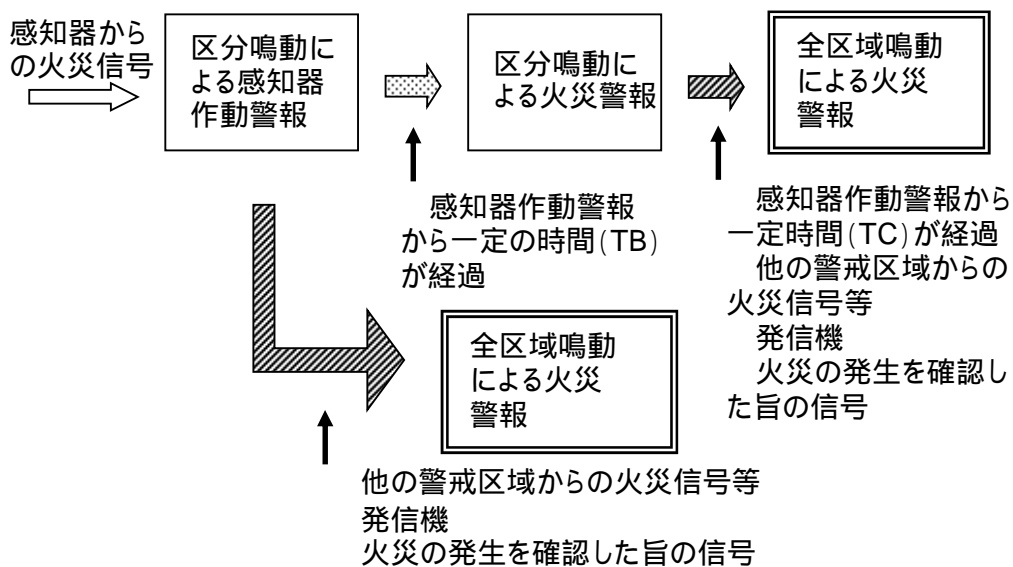
複合型居住施設用自動火災報知設備の設置については、次の省令及び事務連絡によること。

- (1) 「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 22 年総務省令第 7 号)
- (2) 「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の参考資料の送付について」(平成 22 年 2 月 5 日付け事務連絡)

< 参考 1 > 音響により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例(区分鳴動方式)

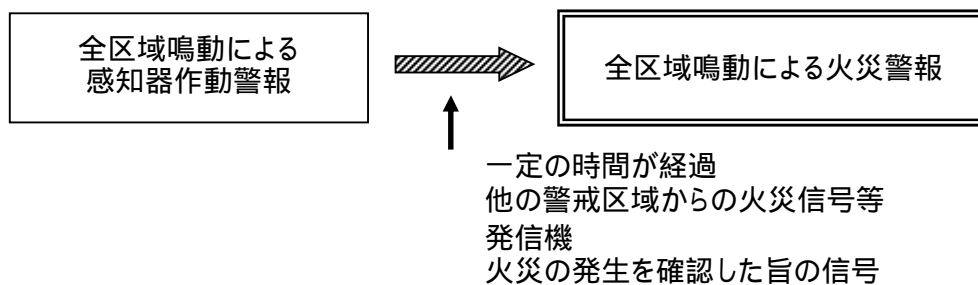


< 参考 2 > 音声により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例(区分鳴動方式)



**備考** : 一定の時間(TB) = 感知器作動警報から火災警報までの時間  
一定の時間(TC) = 区分鳴動から全区域鳴動までの時間

< 参考 3 > 音声により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例(区分鳴動方式以外)



別表 1 ( 感知器の選択基準 )

| 設置場所  |                      | 適応熱感知器                     |    |            |    |              |    |     |    | 熱アナログ式スポット型 | 炎感知器 | 備考   |   |
|---|----------------------|----------------------------|----|------------|----|--------------|----|-----|----|-------------|------|--|---|
| 環境状態  | 具体例                  | 差動式<br>スポット型               |    | 差動式<br>分布型 |    | 補償式<br>スポット型 |    | 定温式 |    |             |      |  |   |
|   |                      | 1種                         | 2種 | 1種         | 2種 | 1種           | 2種 | 特種  | 1種 |             |      |  |   |
| 規則第 23 条第 5 号第 1 号 (イ) から (ト) までに掲げる場所及び同条 (ハ) に掲げる場所 | じんあい、微粉等が多量に滞留する場所   |                            |    |            |    |              |    |     |    |             |      | 1 規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定による地階、無窓階及び 11 階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第 32 条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。<br>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。<br>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。<br>4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。<br>5 紡績・製材の加工場等火災の拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度 75 以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を 80 以下としたものが望ましいこと。 |   |
|   | 水蒸気が多量に滞留する場所        |                            | ×  | ×          | ×  |              |    | ×   |    |             | ×    | 1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。<br>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。<br>3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。  |   |
|   | 腐食性ガスが発生するおそれのある場所   | メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等        |    | ×          |    |              |    |     |    |             |      | ×  | 1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。<br>2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。<br>3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 |
|   | 厨房その他正常時において煙が滞留する場所 | 厨房室、調理室、溶接作業室等             |    | ×          |    | ×            |    | ×   |    | ×           |      | ×  | 厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。  |
|   | 著しく高温となる場所           | 乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ |    | ×          |    | ×            |    | ×   |    | ×           |      | ×  |   |

第 10 自動火災報知設備

| 設置場所  |                              | 適応熱感知器                             |    |        |    |          |    |     |    | 熱アナログ式スポット型 | 炎感知器 | 備考  |   |  |
|---|------------------------------|------------------------------------|----|--------|----|----------|----|-----|----|-------------|------|---|---|--|
| 環境状態  | 具体例                          | 差動式スポット型                           |    | 差動式分布型 |    | 補償式スポット型 |    | 定温式 |    |             |      |   |   |  |
|   |                              | 1種                                 | 2種 | 1種     | 2種 | 1種       | 2種 | 1種  | 2種 |             |      |   |   |  |
| 規則第23条第4号第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所 | 排気ガスが多量に滞留する場所               |                                    |    |        |    |          |    |     |    | ×           | ×    | 1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。<br>2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60以下であること。 |   |  |
|   | 煙が多量に流入するおそれのある場所            |                                    |    |        |    |          |    |     |    |             |      | ×   | 1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。<br>2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。<br>3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60以下であること。 |  |
|   | 結露が発生する場所                    |                                    | ×  | ×      |    |          |    |     |    |             |      |   | ×   | 1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。<br>2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 |
|   | 火を使用する設備で火災が露出するものが設けられている場所 | ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鑄造所、鍛造所等 | ×  | ×      | ×  | ×        | ×  | ×   |    |             |      |   | ×   |  |

- 注 1 印は当該場所に適用することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
  - 3 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
  - 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
  - 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも別表1により適応感知器とされたものであること。

別表 2

| 設置場所                           |  | 適応『熱』感知器 |        |          |     |                 | 適応『煙』感知器   |          |                    |                  |        | 炎感知器 | 備考 |  |
|--------------------------------|--|----------|--------|----------|-----|-----------------|------------|----------|--------------------|------------------|--------|------|----|--|
| 環境状態                           | 具体例  | 差動式スポット型 | 差動式分布型 | 補償式スポット型 | 定温式 | 熱アナログ式<br>スポット型 | イオン化式スポット型 | 光電式スポット型 | イオン化アナログ式<br>スポット型 | 光電アナログ式<br>スポット型 | 光電式分離型 |      |    | 光電アナログ式分離型   |
| 喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所          | 会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等 |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |
| 就寝施設として使用する場所                  | ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等                                      |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |
| 煙以外の微粒子が浮遊している場所               | 廊下、通路等   |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |
| 風の影響を受けやすい場所                   | ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等                                |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |
| 煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所          | 階段、傾斜路、エレベーター昇降路等                                    |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    | 光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。 |
| 燻焼火災となるおそれのある場所                | 電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等                               |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |
| 大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所 | 体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが 8メートル以上の場所    |          |        |          |     |                 |            |          |                    |                  |        |      |    |  |

- 注 1 印は当該場所に適応すること示す。  
 2 印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。  
 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。  
 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の 1 種は感度が良いため、非火災報の発生については 2 種に比べて不利な条件にあることに留意すること。  
 5 差動式分布型 3 種及び定温式 2 種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。  
 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。  
 7 大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型 2 種を設ける場合にあつては 15メートル未満の天井高さに、光電式分離型 1 種を設ける場合にあつては 20メートル未満の天井高さで設置するものであること。  
 8 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表 2 により適応感知器とされたものであること。  
 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第 24 条第 7 号の規定によること。

別表 3

| A 欄<br>電線の種類     | B 欄<br>電線の規格  | C 欄<br>電線の太さ  |
|------------------|---|---|
| 屋内配線             | JIS C 3306 (ビニルコード)<br>JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))<br>JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))<br>JCS 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))<br>JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))<br>JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-EE, EM-CE)) | 断面積 0.75 mm <sup>2</sup> 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上 |
| 屋側又は屋外配線         | JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))<br>JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))<br>JCS 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))<br>JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))<br>JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-EE, EM-CE))                        | 導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上<br>導体直径 1.0 mm 以上                                |
| 架空配線             | JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))<br><br>JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))<br>JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))<br>JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-EE, EM-CE))  | 導体直径 2.0mm 以上の硬銅線 1<br><br>導体直径 2.0mm 以上<br>導体直径 1.0mm 以上<br>導体直径 1.0mm 以上  |
| 地中配線             | JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))<br>JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-EE, EM-CE))   | 導体直径 1.0mm 以上<br>導体直径 1.0mm 以上  |
| 使用電圧 60V 以下の配線 2 | JCS 4396(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (EM-AE, EM-AEカナイ, AE))   | 導体直径 0.5mm 以上   |

備考 1 径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

2 使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄(電線の規格)に掲げるJCS 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄(電線の太さ)に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JIS : 日本産業規格、JCS : 日本電線工業会規格

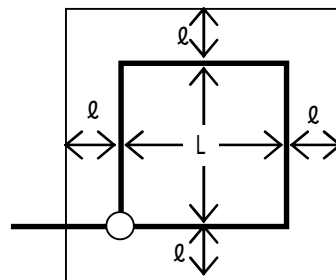
別表 4

| ケーブルの種類            | つり線の太さ( mm <sup>2</sup> ) |
|--------------------|---------------------------|
| ケーブル 0.65mm 20PC " | 断面積 30                    |
| " 0.65 " 50PC "    | " 45                      |
| " 0.65 " 100PC "   | " 55                      |



別図 1

規則第23条第4項第4号の基本形状

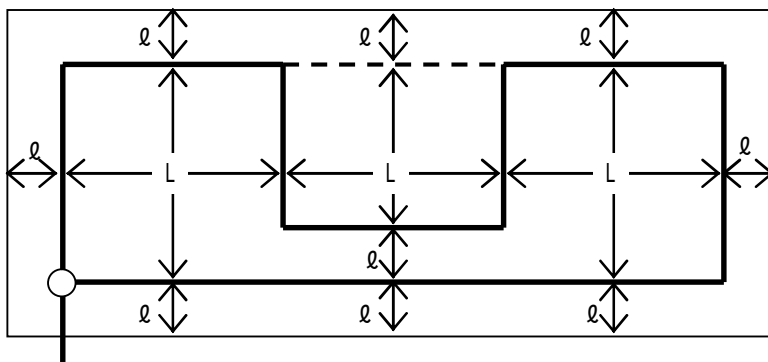


$L = 6(9)\text{m}$ 以下  
 $\ell = 1.5\text{m}$ 以内

( )内の数値は、主要構造部を耐火構造とした建築物を示す。  
 (以下各図同じ。)

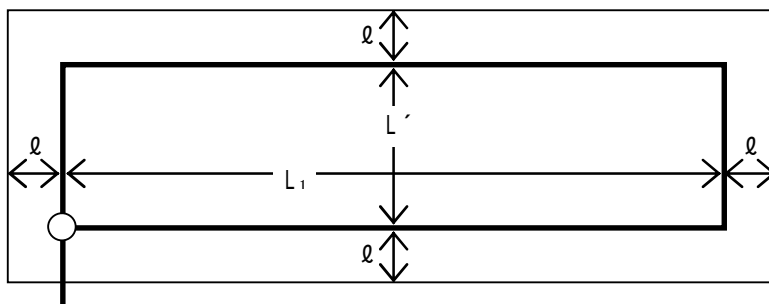
a) 一辺省略の例

壁面に沿う一辺(---部分)を省略することができる。



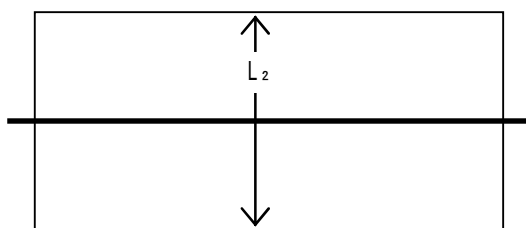
b) 二辺省略の例

空気管の短い方の相互間隔( $L'$ の方向)を、 $5(6)\text{m}$ 以下とした場合は、他の相互間隔( $L_1$ の方向)は、 $6(9)\text{m}$ 以上とすることができる。

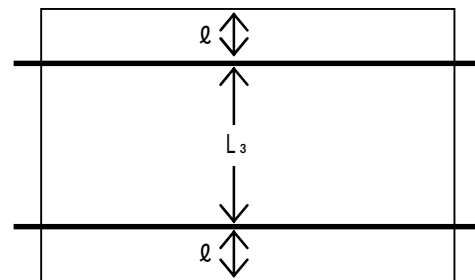


$L' = 5(6)\text{m}$ 以下  
 $\ell = 1.5\text{m}$ 以内  
 $L_1$ は、 $6(9)\text{m}$ 以上とすることができる。

c) その他省略の例



$L_2$ は $2\text{m}$ 以下(主要構造部を耐火構造としたもの)の場合は、 $3\text{m}$ 以下。)



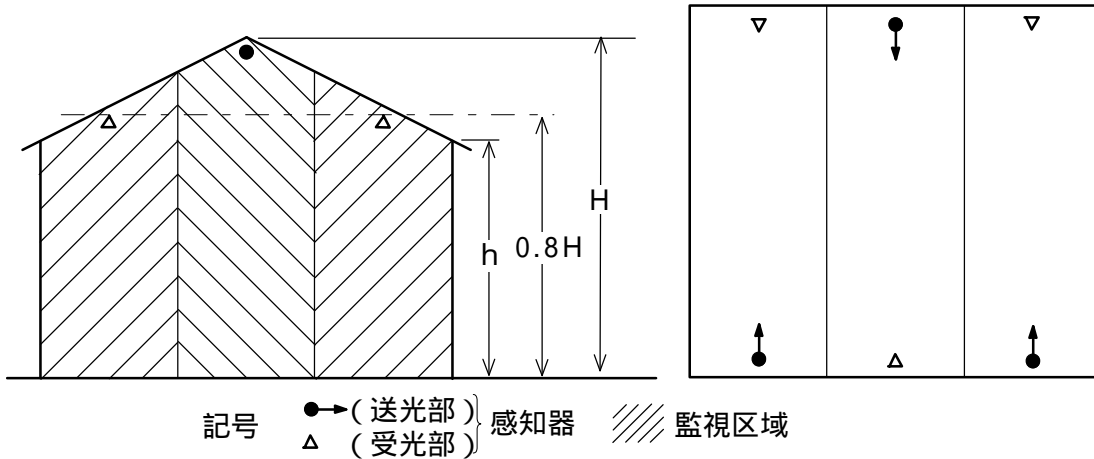
$L_3$ は、 $5\text{m}$ 以下(主要構造部を耐火構造としたもの)の場合は、 $6\text{m}$ 以下。)

別図 2

1 傾斜型天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）における感知器の設置例

(1) 傾斜型天井等の例

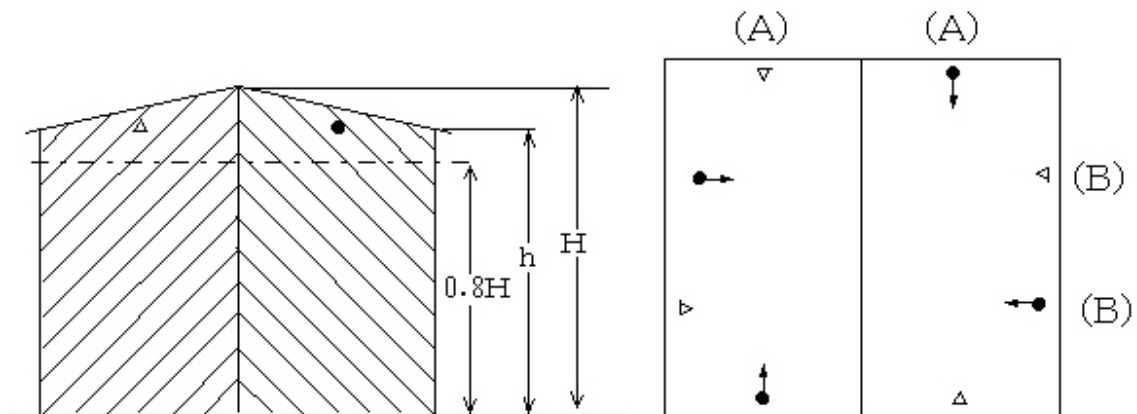
ア 軒の高さ（ $h$ ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ $H$ ）の80パーセント未満となる場合（ $h < 0.8H$ ）



（以下の図において同じ。）

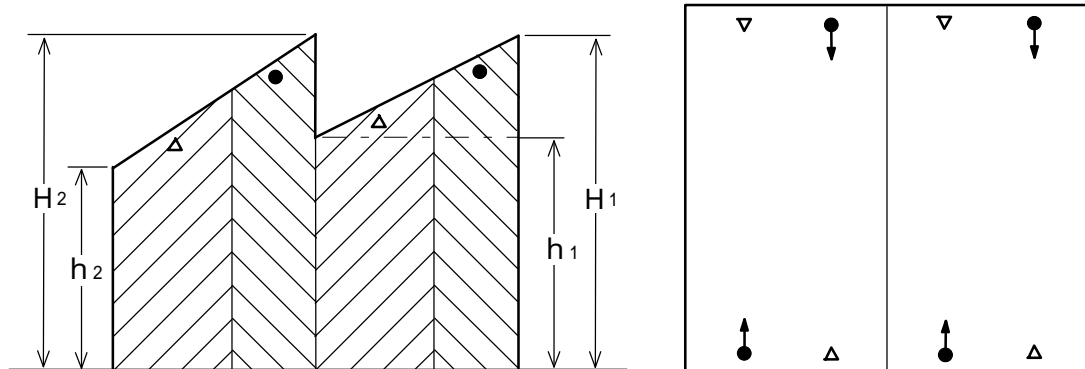
イ 軒の高さ（ $h$ ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ $H$ ）の80パーセント以上となる場合（ $h \geq 0.8H$ ）

この場合の例においては、光軸の設定は、A方向（棟方向）又はB方向（棟方向と直角）のいずれでも良い。

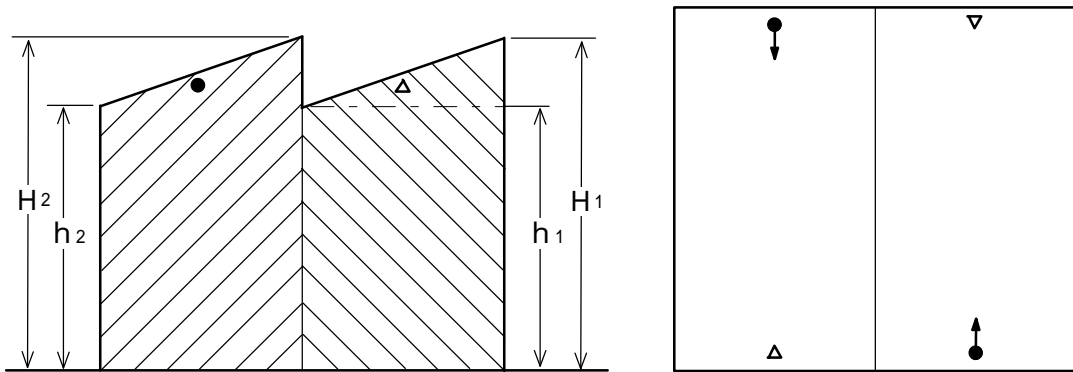


(2) のこぎり形天井等の例

ア 軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80パーセント未満となる場合 ( $h_1 < 0.8H_1$  又は  $h_2 < 0.8H_2$ )

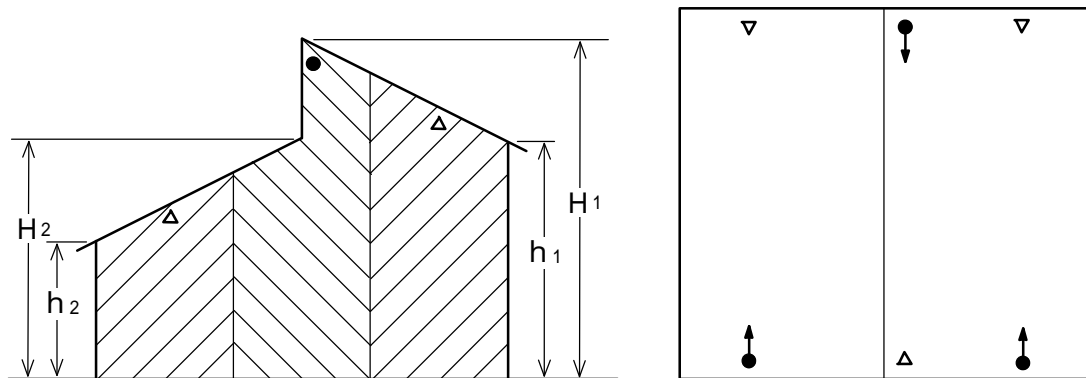


イ 軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80パーセント以上となる場合 ( $h_1 \geq 0.8H_1$  又は  $h_2 \geq 0.8H_2$ )

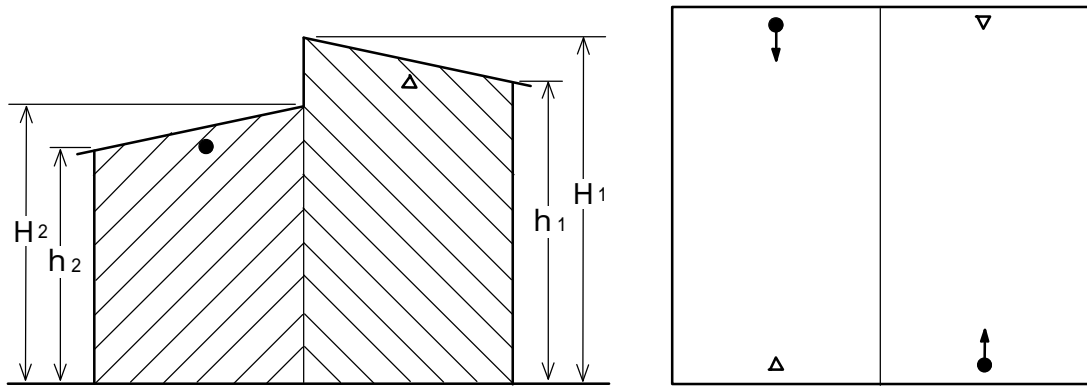


(3) 差掛形天井等の例

ア 軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80パーセント未満となる場合 ( $h_1 < 0.8H_1$  又は  $h_2 < 0.8H_2$ )



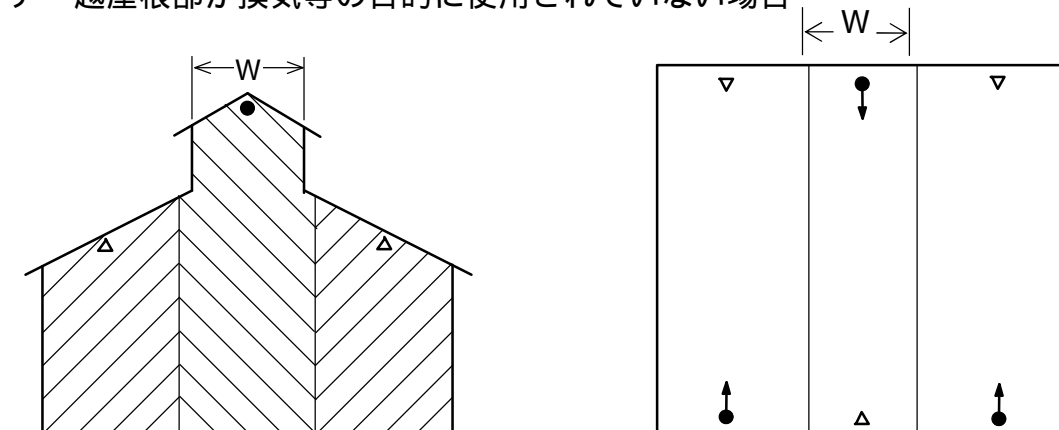
イ 軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80パーセント以上となる場合 ( $h_1 \geq 0.8H_1$  又は  $h_2 \geq 0.8H_2$ )



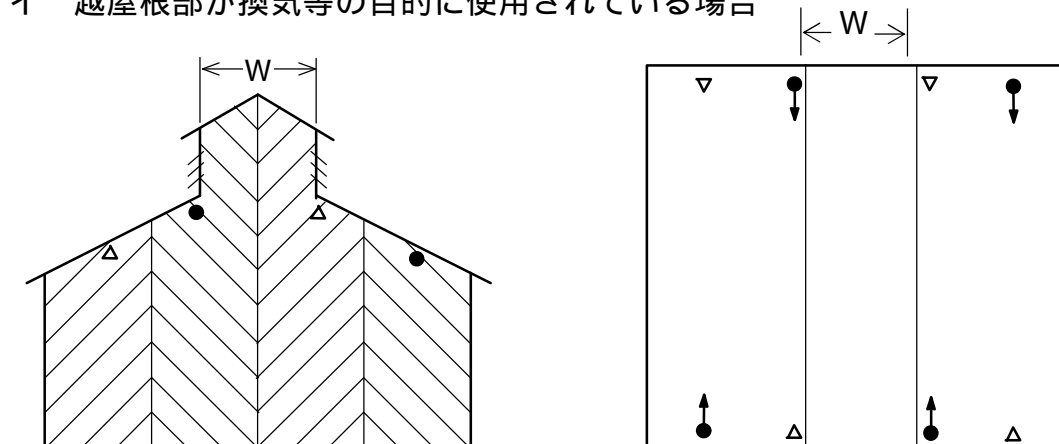
2 越屋根の形状を有する傾斜型天井等における感知器の設置例

(1) 越屋根部の幅 ( $W$ ) が1.5メートル以上の場合

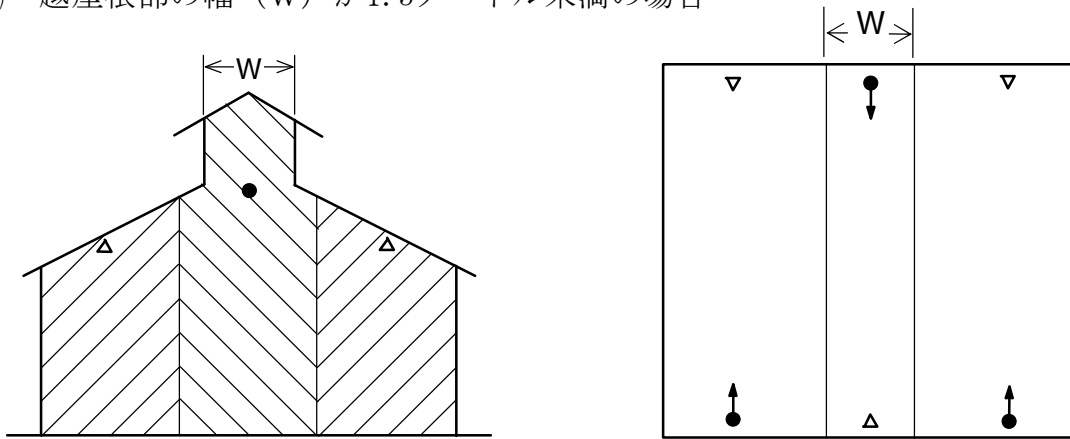
ア 越屋根部が換気等の目的に使用されていない場合



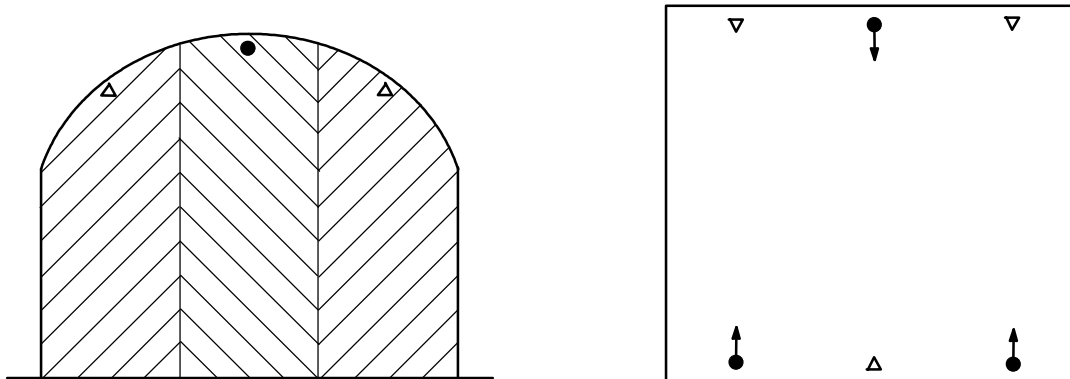
イ 越屋根部が換気等の目的に使用されている場合



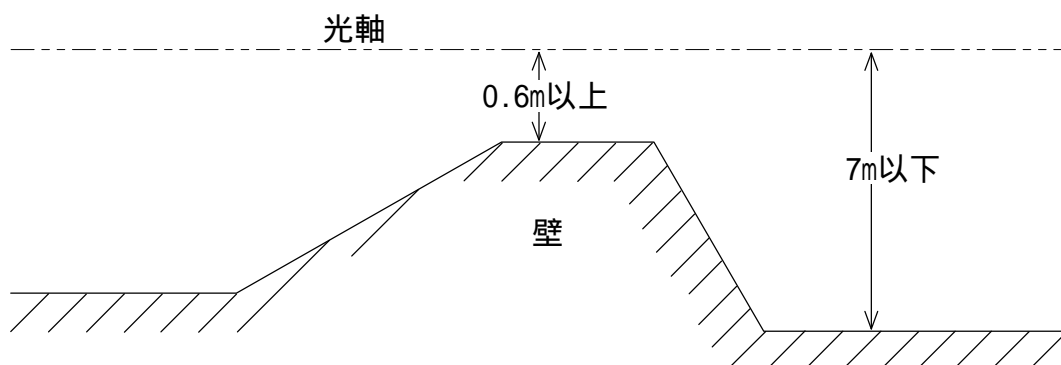
(2) 越屋根部の幅 (W) が1.5メートル未満の場合

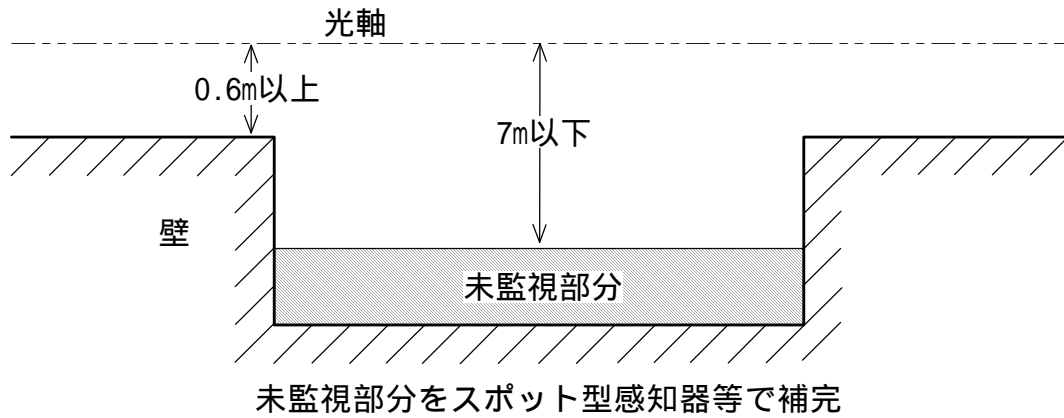


3 アーチ形又はドーム形天井等における感知器の設置例



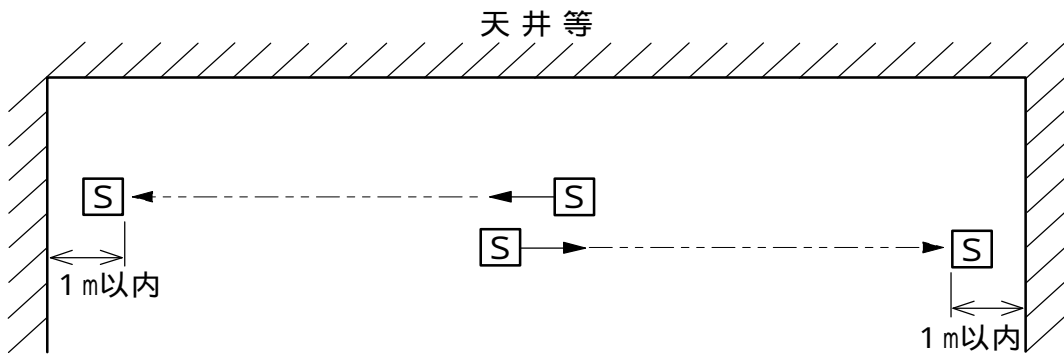
4 凹凸がある壁面を有する防火対象物における感知器の光軸の設置例





5 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物における感知器の設置例

(1) 点検等のための通路（キャットウォーク等。以下同じ。）がない場合



(2) 点検等のための通路がある場合

